

定額減税補足給付金(調整給付金)について

青森市では、定額減税額が令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)または令和6年度分個人市民税・県民税所得割額を上回るかたに対し、給付金を支給します。

対象となるかた

次の要件を全て満たすかたが対象です。

- ・令和6年分所得税または令和6年度個人市民税・県民税所得割が課税されること
- ・合計所得が1,805万円以下であること
- ・定額減税額が、令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)または令和6年度個人市民税・県民税所得割額を上回ること

支給額

(1) 定額減税額
所得税分

定額減税額 3万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) = ①所得税分定額減税額

個人市民税・県民税分

定額減税額 1万円 × (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族) = ②市民税・県民税分定額減税額

(2) 定額減税しきれない額
所得税分

(1)の① - 令和6年分推計所得税額 = ③定額減税しきれない額(所得税分)

個人市民税・県民税分

(1)の② - 令和6年度個人市民税・県民税所得割額 = ④定額減税しきれない額(個人市民税・県民税分)

(3) 支給額

(2)の③ + (2)の④ = 支給額(1万円単位に切り上げた額)

申請方法、支給時期など

対象となるかたには、令和6年7月11日付けで給付金支給に関するご案内を発送しました。届いた書類の記載内容をご確認の上、必要事項を記入し、本人確認書類と一緒に返信用封筒によりご提出ください。

ご提出いただいた書類を審査した後、順次口座振込により支給する予定です。

給付金をかたった詐欺に注意！！

定額減税や給付金の支給をかたった電話、メールやショートメッセージにご注意ください！！

◆今回の給付金や定額減税について、国(内閣官房、内閣府、総務省、国税庁、税務署など)や青森県及び青森市が電話やメールなどで銀行の口座情報を聞き出したり、ATMの操作をお願いすることは一切ありません。

◆電話があった場合、絶対に銀行口座の情報を伝えないでください。

◆メールやショートメッセージが届いた場合、絶対に個人情報を入力しないでください。

不審な電話やメールがあった場合は、警察相談専用電話(「#9110」番)にお電話いただくか、お近くの警察署にお問い合わせください。

お問合せ

青森市税務部市民税課 調整給付金担当 017-718-2156